群馬県認証　福祉サービス第三者評価機関
特定非営利活動法人　権利擁護ネット
はあとらんど

倫理・守秘義務規定

倫理要綱

特定非営利活動法人　権利擁護ネット“はあとらんど”の評価者は、群馬県福祉サービス推進機関の認証を受けた福祉サービス第三者評価従事者として、福祉サービスの質向上と、より快適な市民生活に貢献することをその使命とする。

評価者は日々、福祉に関する理解を深め良識と教養を高める努力を怠ることなく、福祉サービスの事業者もしくは、その利用者の一方に偏ることなく公平誠実に職務にあたり、市民の信頼に応えなければならない。

当法人は、この倫理要綱を実践するために以下の条項を制定する。

第１条　評価者は公平な視点で職務が行えるよう、理性、良識、教養を深め、福祉サービス第三者評価の目的および意義を十分に理解しこれに沿って活動するものとする。

第２条　評価者が収集する情報は、評価業務の実施に必要な情報のみとし、知り得た情報を他の目的に使用してはならない。

第３条　評価者は、評価業務を通じて取得した個別の調査票について事業者および第三者に漏洩してはならない。

第４条　評価者は評価業務を通じて得た情報を正当な理由なく漏洩してはならない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。

第５条　評価者は、評価業務で実施した利用者調査ならびに事業者の従事者が記入した自己評価結果を事業者に報告する際、記入者が特定されないよう留意しなければならない。

第６条　評価者は訪問調査の際、利用者とその家族に関しての情報が記載されている書類は現地で確認することとし、原則持ち帰ってはならない。

第７条　評価者は訪問調査の際、事業者に関する情報が記載された書類等については、利用者調査票、および事業者従業員の自己評価調査票を除き、原則として現地で確認することとし持ち帰ってはならない。ただし事業者の同意がある場合はこの限りではない。

第８条　評価者は虚偽の評価を表示してはならない。

第９条　評価者は評価業務受託時に特異な問題を予見したときは、事業者の利益に盲従することなく、率直に意見を述べ、適正な評価を行わなければならない。

第 10 条 評価者は、事業者、利用者とその家族等との間で金品の授受を一切行ってはならない。

第 11 条　当法人の評価者の嘱託は、人格見識に優れ、福祉サービスおよび事業経営について、十分な知識、経験がある者に対して行わなければならない。

第 12 条　法人は評価業務の実施にあたっては、利用者及びその家族に調査協力を強いることがないよう、利用者および家族の意思や人権を尊重するものとする。

第 13 条　法人は、事業者、利用者及びその家族に対して、評価業務に関する問い合わせや苦情を受け付ける窓口を設け、これに真摯に対応しなければならない。

第 14 条　評価にたいする報酬金額は、特別な場合を除き評価業務に着手する前に書面をもって交わした契約書に記載しなければならない。

第 15 条　法人は、第１条から第１3 条までの規定について、評価者のみならず、役員およびすべての職員、評価業務の実施にあたり法人から協力、一部の業務委託を受けた者に対しても、遵守させなければならない。